

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 288 回

童門冬二氏の「生涯現役の人生学」から少し学ばせていただきます。

① 吉田松陰の人材育成について

松陰は門人たちに次のように告げた。

私を師と呼ぶな、共に学ぶ学友である。村塾内に友を作れ。自己の欠点を補う長所の持ち主を探せ。師をたくさん作れ。現存の人物だけでなく歴史の中からも探せ。ただし、一人の人物にのみめり込むな、多くの人物のいいところ取りをせよ。

② H造船の社長だった藤井さんは銀行マンからそのポストに就いた。就職希望者の面接試験には必ず立ち会った。といっても直接面接官になるのではなく、一隅にいてやり取りを見聞きするのだ。

藤井さんが関心を持つのは「なぜウチの会社に入りたいのか」という面接官の質問に対する答えだ。

大手だからとか、安定しているからなどという答えではもちろんダメ。「この会社に危機が三つあります。二つの危機は経営陣の問題、しかし三つめの危機は社員の問題です。もし入社できたら僕はこういう改革努力をしたいと思います」などと答えようものなら藤井さんは相好を崩して○印。

〈どうです、参考になりましたか？私は大変参考になりました〉

前田の《今人生を語る》第 193 回

めざめよ日本人⁽¹¹⁶⁾

名古屋タイムズの「昭和の名古屋」という写真集を見ている。歴史の流れ、現在の日本との比較をすると戦後の日本の流れ、そして日本人の努力の成果がわかって大変参考になります。

① 広小路の初春（昭和 25 年 1 月）

ゲートには「100 万人映画御招待」とある。当時の名古屋の人口は 103 万人

② 広小路のニッポンビール…名古屋支店屋上にあった、ジョッキ一杯 150 円（昭和 27 年 8 月）

③ テレビ塔の下でラジオ体操（昭和 30 年 7 月）

夏休みの初日に約 1,000 人が集まった

等々、物価を比較してみるといいですね。

住宅取得等資金贈与特例の改正の詳細

竹尾 元宏

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、同特例）については、平成 27 年度税制改正で適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長され、非課税限度額が拡充されました。以下で、改正内容等の詳細を解説いたします。

非課税措置の内容と再適用について

同特例は、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が一定の期間にその資金を住宅取得や増改築等の対価に当てた場合に、一定の金額について贈与税が非課税となる制度です。新法では消費税率 10% 引上げ後の反動減等に対応するため、平成 27 年以降に消費税率 8% の適用を受けて住宅を取得等した者や個人間売買で中古住宅を取得等した者（以下、表の左記以外の者）の非課税限度額（住宅資金非課税限度額）と別枠で、消費税率 10% の適用を受ける者が「質の高い住宅（※）」あるいは「それ以外の住宅」取得等した場合の非課税限度額（特別住宅資金非課税限度額）を新設しています。

平成 27 年 1 月 1 日から 28 年 9 月 30 日までに表の左記以外の者が住宅を取得等して同特例の適用を受け、28 年 10 月以降にも消費税率 10% が適用される者として新たに住宅を取得等した際は、再び同特例を適用することができます。

しかし、26 年以前に旧法で同特例を適用している場合は、消費税率 10% が適用される者として 28 年 10 月以降に新しく住宅を取得等しても、同特例の再適用はできません。あくまでも 27 年から 28 年 9 月まで（表の網掛け部分）に行なった契約の後の取得等について非課税限度額を適用できます。

〈表 非課税限度額（太枠内は新法適用後）〉

契約年	消費税 10% が適用される者		左記以外の者	
	質の高い住宅	左記以外の住宅	質の高い住宅	左記以外の住宅
H 26 年	—	—	1,000 万円	500 万円
H 27 年	—	—	1,500 万円	1,000 万円
H 28 年 1 月 ～28 年 9 月	—	—	1,200 万円	700 万円
H 28 年 10 月 ～29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
H 29 年 10 月 ～30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
H 30 年 10 月 ～31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

※耐震住宅・エコ住宅・バリアフリー住宅に該当する住宅